

## 報告事項：(1) 平成22年8月1日付け組織機構改革について

### 1 総務部（1課1室4支所⇒5課に再編）

#### (1) 体制

他部に比べ1課1室4支所と肥大化していることから、業務執行体制及び財政運営を総括する部として、「総務課」、「財政課」、「人事課」、「管財課」、「防災対策課」の5課体制に再編するもの。

#### (2) 分掌事務の主な見直し等

① 「行政組織に関すること。」は、行政改革課から人事課に移行する。

### 2 企画部（3課2室⇒5課1室に再編）

#### (1) 体制

市長の補佐機能及び全庁的な政策調整機能の充実並びに市民との協働による市政運営の推進を図るため、秘書課と広報広聴課を統合した「秘書広報課」、「総合政策課」、「マニフェスト推進室」、「行政改革課」、市民活動推進課と男女共同参画推進室を統合した「市民協働推進課」及び「情報政策課」の5課1室体制に再編するもの。

#### (2) 分掌事務の主な見直し等

① 市民協働推進課の事務分掌は、市民活動推進課及び男女協働参画推進室の分掌事務を引き継ぐとともに、「地域まちづくり委員会に関すること。」を新たに加える。

### 3 生活環境部（4課1事務所⇒3課4支所3課内室1事務所に再編）

#### (1) 体制

市民生活に密接に関わる基礎的行政サービスを一元的に担う部として、環境対策課と廃棄物対策課を統合した「環境課」、資産税課、市民税課及び納税課を統合した「税務課」、「市民課」、「4支所」及び埋立施設管理事務所を所名変更した「最終処分場管理事務所」のほか、新たに課に属する室（以下「課内室」という。）として、税務課内に「税務管理室」、「課税管理室」及び「収納管理室」の3課内室を置き、3課4支所3課内室1事務所体制に再編するもの。

#### (2) 分掌事務の主な見直し等

① 環境課に「浄化槽清掃業の許可に関すること。」を新たに加える。

② 税務課の分掌事務は、税3課の分掌事務を項目及び文言を整理したうえで引き継ぐ。

### 4 健康部（3課1センター）

#### (1) 体制

生涯を通じた元気で健康な暮らしの実現に向けた施策を推進するため、「健康推進課」、「夜間急患センター」、「保険年金課」及び「介護保険課」の3課1センター体制とするもの。

#### (2) 分掌事務の主な見直し等

① 健康推進課に「地域医療に関すること。」及び「石巻健康センターに関すること。」を新たに加える。

② 市民課及び各支所の「妊娠届の受付並びに母子健康手帳の調製及び交付に関すること。」は、健康推進課に移行する。

## 5 福祉部（4課1センター）

- (1) 福祉行政全般にわたるきめ細やかな施策を推進するため、「福祉総務課」、「障害福祉課」、「保護課」、保育課と統合した新たな「子育て支援課」及び市民相談センターの4課1センター体制とするもの。
- (2) 分掌事務の主な見直し等
  - ① 保護課に「中国残留邦人等支援給付に関すること。」及び「住宅手当緊急特別措置事業に関すること。」を新たに加えた。
  - ② 市民相談センターの事務内容に合わせ、項目を追加及び文言を修正する。
  - ③ 保育課の分掌事務は、子育て支援課に引き継ぐ。

## 6 産業部（5課1事務所⇒4課1事務所に再編）

- (1) 地域産業経済の活性化を推進するため、企業立地推進課に新産業の育成等の機能を充実し課名を変更した「産業戦略課」、商工課と観光課を総合した「商工観光課」、「水産課」、「農林課」及び「水産物地方卸売市場管理事務所」の4課1事務所体制とするもの。
- (2) 分掌事務の主な見直し等
  - ① 「中小企業の融資に関すること。」を商工課から産業戦略課に移行する。
  - ② 水産課に「捕鯨に関すること。」、「海難防止及び水難救済に関すること。」、「漁港区域内の公有水面埋立に関すること。」及び「魚食に関すること。」を新たに加えたほか、文言を修正する。
  - ③ 商工観光課の分掌事務は、商工課の一部を除く分掌事務と観光課の分掌事務を引き継ぐ。

## 7 建設部（7課1室1事務所⇒4課1室1課内室1事務所に再編）

- (1) 快適な生活基盤整備の促進に向けた職員相互の支援体制の充実を図るため、建設総務課を統合した新たな「都市計画課」、「河川港湾対策室」、「道路課」、建築指導課を統合した新たな「建築課」、下水道管理課と下水道建設課を統合した「下水道課」、「施設維持事務所」のほか、課内室として、建築課内に「建築指導室」を置き、4課1室1課内室1事務所体制に再編するもの。
- (2) 分掌事務の主な見直し等
  - ① 建設総務課の「建設部に係る事業に必要な用地の取得、補償及び登記に関すること。」、「地価公示法に関すること。」、「地籍調査に関すること。」及び「道路用地取得基金に関すること。」は、道路課に移行する。
  - ② 建設総務課の「国土利用計画の進行管理に関すること。」及び「部外からの受託事業に関すること。」は、統合する都市計画課に引き継ぐ。

## 8 総合支所（4課体制⇒3課体制に再編）

- (1) 地域振興の拠点としての機能や住民に密接に関わる行政サービスを残しながら、多様化する行政ニーズへの柔軟な対応を図るため、総務企画課と産業建設課を統合した「地域振興課」、「市民生活課」及び保健福祉課の3課体制とするもの。
- (2) 分掌事務の主な見直し等  
建設部門の業務の一部を本庁に集約する。

## 9 会計管理者の所管（1課⇒1課1室に再編）

- (1) 総務部の所管としていた「工事検査室」を検査業務の独立性をより保つため、会計管理者の所管とし、併せて出納課を会計課に名称変更するもの。

また、合併満5年を迎え、各総合支所における会計処理の円滑化が図られたことから、「出納分室」を廃止するもの。

## 10 教育委員会（5課1室6事務所等⇒5課1室等）

- (1) 各地区の教育委員会の事務所は、教育委員会事務局への事務の集約化を図り廃止するもの。

なお、これまで各事務所で行っていた施設の維持管理については、公民館職員が施設所管課の施設管理担当を兼務し対応する。

## ○ 課に属する室の設置について

今回の組織機構改革については、職員削減が進む中、複雑多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応を図るため、課の大括り化を行い、職員間の支援体制を高めながら市民サービスの更なる向上を目指すものである。

しかしながら、行政事務の高度化が進むとともに、業務量が増大することによって、これまでのように、課長が全ての業務を掌握し、迅速かつ適正な判断を行うことは、ますます困難になってくるものと考えられる。

このため、組織機構改革を着実に実行しながら、高度な行政サービスを提供するためには、課内職員の流動性を保ちながら、課の業務の内、一定の分野について、責任と判断を分担させることが効果的であることから、新たな組織として、「課に属する室」を以下のとおり設置するものである。

課の体制については、課長、室長、室長補佐を置き、職員は課の発令とする。

室長以下の服務に関すること及び室の事務分担は、課長の専決事項とし、繁忙期などにおける職員の流動化を確保する。

室長は管理職とし、室の所掌事務に係る一定の専決権を付与する。

### (1) 税務課

税務課は、税3課を統合することにより職員が60名となるとともに、市税の賦課及び収納といった業務の特殊性も考慮し、「税務管理室」、「課税管理室」及び「収納管理室」の3室を設置する。

#### ① 税務管理室

税務事務に関する総括、条例整備、予算・決算、納税貯蓄組合、法人市民税、諸税及び、諸証明等に関することを所掌する。

#### ② 課税管理室

個人市県民税、固定資産税、都市計画税の賦課調定等を所掌

#### ③ 収納管理室

市税等の徴収・納税相談等を所掌

### (2) 建築課

建築課に「建築指導室」を設置し、特定行政庁に関する業務を所掌する。

### (3) 課内室を設置している他市の事例

## 資料 1

- ① 茨城県つくば市：「こども課」内に「子育て支援室」を設置しているほか、5室を設置
- ② 三重県桑名市：「税務課」内に「収税対策室」を設置しているほか、6室を設置
- ③ 山梨県甲州市：「税務課」内に「収納特別対策室」を設置
- ④ 山形県鶴岡市：「企画調整課」内に「国際室」を設置しているほか、3室を設置